請 願 文 書 表

平 成 ２ ９ 年 第 ３ 回
熊 谷 市 議 会 定 例 会

目　　次

請願第１１号　「安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

請願第１１号　　平成２９年８月２８日受理

件　　名　「安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願

請　願　者　熊谷市箱田５－２－８
全日本年金者組合熊谷支部
支部長　井田雅夫

紹 介 議 員　大山美智子、腰塚菜穂子

要　　旨　別紙のとおり

付託委員会　市民福祉常任委員会

【件　　名】

「安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全で健康な生活が出来るように願い、とりわけ、生活に欠かせない主要な収入源である年金の確保のために運動しています。

国は社会保障を憲法第２５条の「健康で文化的な生活を営む権利」とは考えず、自助、共助、公助の考えのもとに自己責任の枠にとどめようとしています。年金は国の財政的な事情や制度の持続的維持、世代間の公平性維持を口実に年々減額され、高齢者の生活実態はほとんど考慮されていません。さらに、「年金の支給開始年齢を現在の６５歳から６８歳、７０歳にする」、「納付年齢を６０歳から６５歳にする」なども検討されています。

現在の年金額は国民年金の場合４０年かけて満額月額６万４，９１４円、厚生年金でも２０万円を割っているのが現状です。そんな中で預金ゼロの高齢者世帯が１６．８％で年々増加しています。

私たち年金者組合は高齢者が安心して暮らせる社会を望んでいます。つきましては、年金問題にかかわる下記の事項について、貴議会に於いて十分ご審議いただき意見書を採択し、国及び関係機関に送付されるよう請願します。

【請願事項】

１、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。

２、年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。

上記に基づき、「安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書」を提出するようお願いします。

以上、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。